平成２７年（フ）第５０２号
埼玉県鶴ヶ島市大字鶴ヶ丘458番地
債務者　吉野　正志
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第３１８号
愛知県安城市安城町天草113番地　コーポラス稲垣201
債務者　水島けい子
1　決定年月日時　平成27年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第４１７７号
大阪市住之江区新北島３丁目１番50号
債務者　金田　信行
1　決定年月日時　平成27年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４２９７号
大阪府東大阪市加納３丁目９番14―103号
債務者　吉田　史王
1　決定年月日時　平成27年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４３３７号
大阪府寝屋川市成田東が丘４番15号
債務者　武村　恵治
1　決定年月日時　平成27年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４３６３号
大阪市東淀川区豊里４丁目９番５号メゾンエトワール４Ｂ号
債務者　永田　智美（旧姓**德**田）
1　決定年月日時　平成27年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４３９９号
大阪市淀川区加島１丁目２番３―706号
債務者　井上ひとみ
1　決定年月日時　平成27年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１６４７号
横浜市港南区日野７丁目30番５―501号
債務者　渡邉　真紀
1　決定年月日時　平成27年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１６６７号
横浜市旭区西川島町60番地２　秋津高山館504
債務者　野中　正子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成27年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１８４５号
神奈川県大和市上和田965番地３
債務者　佐藤　千秋
1　決定年月日時　平成27年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１８５５号
横浜市緑区十日市場町855番地５　サンハイツ田中Ｃ棟103号
債務者　飯田奈美子（旧姓菅）
1　決定年月日時　平成27年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１８６９号
横浜市港北区新吉田東６丁目45番12号
債務者　礒飛　知子（旧姓高瀬）
1　決定年月日時　平成27年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１８７０号
横浜市青葉区青葉台２丁目18番地16　スズランハイツ104
債務者　佐藤デリアこと　サトウ　デリア　カスガ
1　決定年月日時　平成27年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２５５号
北海道旭川市緑が丘２条２丁目１番地の１市住1131号
債務者　佐々木匠子
1　決定年月日時　平成27年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月20日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３６３号
岡山県倉敷市児島田の口37番地（セジュール明石Ｃ102）、旧住所岡山県倉敷市児島柳田町90番地18
債務者　土岐　悦子（旧姓片山）
1　決定年月日時　平成27年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月13日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部